

○ 一般財団法人広島県職員互助会定款

制定 平成25年3月21日

施行 平成25年4月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人広島県職員互助会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、会員の相互救済及び福利厚生並びに広島県民の福祉の増進を図り、もって公務の円滑かつ能率的な運営を確保するとともに、県民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員に対する共済事業及び福利厚生に関する事業
- (2) 県民の福祉の増進に関する事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分し、又は担保に提供しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

(財産の管理運用)

第8条 この法人の財産は、安全かつ効率的に管理運用しなければならない。

- 2 基本財産は、信用ある金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、地方債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書（以下「計算書類」という。）の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) 公益目的支出計画実施報告書
- 2 この法人は、毎事業年度終了後3か月以内に、前項の定時評議員会の承認を受けた書類（同項第6号の財産目録を除く。）及び監査報告を広島県知事に提出しなければならない。
- 3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令で定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計の原則)

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程による。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第13条 この法人に、評議員4名以上6名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員会長とする。

(選任等)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員会長は、評議員会において評議員の互選により選任する。
3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(権限)

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第18条第3項に規定する事項の決議に参画するほか、法令で定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第17条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める評議員及び役員の報酬及び費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(設置及び権限)

第18条 この法人に、評議員会を設置する。

- 2 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
- 3 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の選任又は解任
 - (2) 評議員及び役員の報酬等の額並びにその基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 理事会において評議員会に付議した事項
 - (8) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款で定める事項
- 4 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第21条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

（種類及び開催）

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、いつでも招集することができる。

（招集）

第20条 評議員会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

（招集の通知）

第21条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第22条 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、一般法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に規定するものを除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第25条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録等)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人2人は、これに記名押印しなければならない。

2 第25条の規定により評議員会の決議があったものとみなされた場合は、同条の書面を評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(評議員会運営規則)

第28条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上6名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を副理事長とし、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、同項の常務理事をもって一般法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りでない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を監査すること。
- (3) 公益目的支出計画実施報告書を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (4) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (5) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (8) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。
- (9) 評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をすること。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合を除く。
- (10) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第33条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

- 第34条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第35条 役員は、無報酬とする。ただし、この法人の会員以外の者から選任された役員に対しては、報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める評議員及び役員の報酬及び

費用に関する規程による。

(取引の制限)

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第47条に定める理事会運営規則によるものとする。

第2節 理事会

(設置)

第37条 この法人に、理事会を設置する。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) この定款に基づく規則及び規程の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) その他この法人の運営に関する重要な事項

(種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第32条第6号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び同項第4号後段の規定により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、各役員に対して開催日の5日前までに通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第42条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第43条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第44条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面により同意の意思

表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第45条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第31条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

2 第44条本文の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合は、同条の書面を理事会の決議があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会運営規則)

第47条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務長及び必要な使用人を置く。

3 事務長の任免は、理事長が理事会の承認を得て行う。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け書類)

第49条 主たる事務所には、次に掲げる書類を備え置くものとする。この場合において、第5号は10年間、第6号から第10号までは5年間備え置くものとする。

(1) 定款

(2) 評議員、理事及び監事の名簿

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 評議員及び役員の報酬及び費用に関する規程

(5) 評議員会及び理事会の議事に関する書類

(6) 事業計画書及び収支予算書

(7) 事業報告及び計算書類等

- (8) 財産目録
 - (9) 監査報告
 - (10) 公益目的支出計画実施報告書
 - (11) その他法令で定める書類
- 2 前項各号の書類等の閲覧等については、法令の定めによるほか、第56条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第6章 会員及び掛金

(会員)

第50条 この法人に、会員を置く。

- 2 会員は、地方職員共済組合広島県支部に所属する組合員（継続長期組合員及び任意継続組合員を除く。）、自治労広島県職員連合労働組合の書記等及びこの法人の使用人とする。
- 3 会員は、この法人の目的及び事業の推進に積極的に協力しなければならない。
- 4 前2項に定めるもののほか、会員の資格の得喪その他会員に関する必要な事項は、評議員会の決議によって別に定める会員に関する規程による。

(掛金)

第51条 会員は、前条第4項に定める会員に関する規程による掛金を納入しなければならない。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第52条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決を得て変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条第1項についても適用する。
 - 3 定款の変更のうち、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第125条第3項第1号、第3号又は第4号に該当するときは、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。

(合併等)

- 第53条 この法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。
- 2 前項の合併をしたときは、その旨を広島県知事に届け出なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

2 前項の解散をしたときは、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。

(残余財産の処分等)

第55条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、広島県又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第57条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める個人情報保護規程による。

(公告)

第58条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 雑則

(委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、当該解散の登記の日の前日を特例民法法人の事業年度の末日とし、当該設立の登記の日を一般財団法人の事業年度の開始日とする。この場合において、一般財団法人移行の際の特例民法法人の事業報告及び決算は、一般財団法人が引き継ぐものとする。
- 3 この法人の最初の評議員は、別表第1のとおりとする。
- 4 この法人の最初の理事長は、山根 健嗣とする。
- 5 この法人の最初の理事及び監事は、別表第2のとおりとする。

別表第1（附則第3項関係）

一般財団法人移行後の最初の評議員

鈴木 清
清水 和 則
池 本 勝 彦
高 田 孝 利
栗 田 博 正
岩 間 健 一

別表第2（附則第5項関係）

一般財団法人移行後の最初の役員

理 事	山 根 健 嗣
	砂 本 義 文
	井 口 秀 登
	山 口 博 幸
	北 川 雅 典
	戸 野 雅 生
監 事	亀 本 尚 英
	日 高 昌 文
	山木戸 道 則